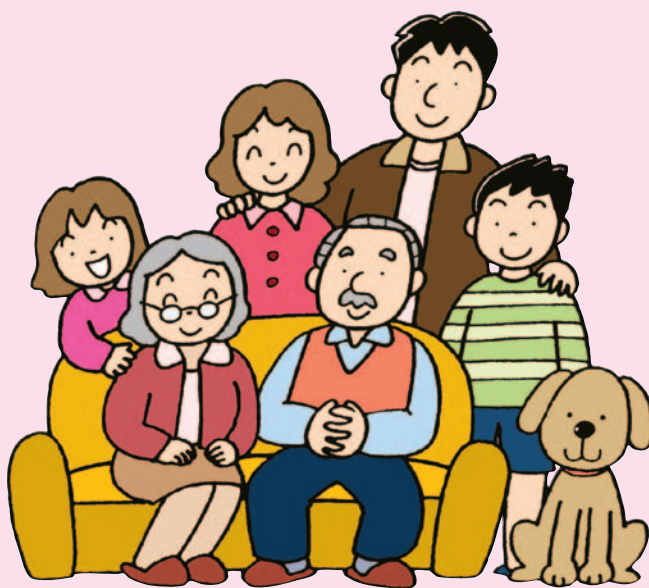


あか
明るいまちづくりをめざして

みんなでいっしょに考えよう

ぶらくもんたい かんが
部落問題を考える



46号

新宮市教育委員会
新宮市人権尊重委員会

部落問題を考える

部落差別とは、「同和地区とよばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に結婚を反対されたり、就職や日常生活において差別を受けるという人権問題」です。

戦後、日本国憲法が制定され、特別立法の下でさまざまな対策がなされ、解決に向けて大きく前進をしましたが、今なお差別事象が後を絶たず、インターネットなどによる新たな事象も発生をしています。そこで今回は、国会で成立した「部落差別の解消の推進に関する法律」の目的（第一条）と基本理念（第二条）及び、「部落問題知ってるつもり!？」を掲載いたします。

長い歴史の中で一部の日本人の心の奥底に根強く残る、日本独自の人権問題を一日も早く解決するために、皆さまの一層のご理解をお願いいたします。

部落差別の解消の推進に関する法律【平成 28 年 12 月 9 日成立】

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

この「^{ぶ らく さ べつ}部落差別^{かいしょう すいしん}の解消^{かん}の推進^{ほうりつ}に関する法律^{ぶ らく さ べつ かいしょう すいしん ほう}（部落差別解消推進法）」の第三^{だいさん}条^{じょう}には「^{くに およ ち ほうこうきょうだんたい}国及び地方公共団体の責務^{せきむ}」が、第四^{だいよんじょう}条^{じょう}では「^{そうだんたいせい}相談体制^{じゅうじつ}の充実^{じょうじつ}」が、第五^{だいごじょう}条^{じょう}では「^{きょういく およ けいはつ}教育及び啓発^{だいろくじょう}」が、第六^{だいろくじょう}条^{じょう}では「^{ぶ らく さ べつ}部落差別^{じったい}の実態^{かか}に係る調査^{ちようさ}」の条文^{じょうぶん}がそれぞれ規定^{きてい}されており、平成^{へいせい}28^{ねん}年^{がつ}12^{にち}月^{こう}16^ふ日に公布^{しこう}・施行^{しこう}されています。

部落問題知ってるつもり!?

「^{じんけん}やってみよう! 人権・部落問題^{ぶ らく もん だい}プログラム」(^{かいほうしゅつばんしゃ}解放出版社)より一部抜粋^{いち ぶ ばつすい}

次の項目^{つぎ こうもく}は、いずれも部落問題^{ぶ らく もん だい}について説明^{せつめい}しています。それぞれの項目^{こうもく}がウソかホントかを判定^{はんでい}し、ウソと思う^{おも}ときには項目^{こうもく}の前の□に×をつけ、ホントと思う^{おも}ときには○をつけてください。(答え^{こた}は次^じページに掲載^{けいさい})

- ☐ 1 ^{ひ さ べつ ぶ らく}被差別部落^{どうわ ち く}(同和地区)は江戸時代^{え ど じ だい}に民衆^{みんしゅう}支配^{しはい}のために他^{ほか}より低い身分^{ひく み ぶん}が政治^{せいじ}的につくられたこと^{てき}に始^{はじ}まる。
- ☐ 2 ^{にっぽんじん}日本人^{ぎゅうにく}が牛肉^たを食べるようになったのは明治^{めい じ}以降^{い こう}である。
- ☐ 3 ^{ひ さ べつ ぶ らく}被差別部落^{しよくぎょう}とは、職業^{けが}のために「穢^{へん}れている」などの偏見^{へんけん}を受け^うていた集落^{しゅうらく}である。
- ☐ 4 ^{え ど じ だい}江戸時代^{のうみん}の農民^{みずのみびやくしやう}は、「水呑百姓^{みずのみびやくしやう}」などといわれるように、とても貧^{ます}しく、被差別部落^{ひ さ べつ ぶ らく}はさらに貧^{ます}しかった。
- ☐ 5 ^{めい じ}明治^{ねん}4^{かいほうれい}(1871)年の「解放令^{い こう}」以降^{ひ さ べつ ぶ らく}、被差別部落^{せいかつ}の生活^{せいかつ}は貧^{ます}しいながらも少^{すこ}しずつ改^{かい}善^{ぜん}されていった。
- ☐ 6 ^{じんけんけいはつ}人権啓発^{すす}が進^{すす}んだことにより、結婚^{けっこん}差別^{さ べつ}を体験^{たいけん}する人^{ひと}は減^へってきている。
- ☐ 7 ^{た にん}他人^{こ せき}の戸籍^{えつらん}を閲覧^{えつらん}することは法律^{ほうりつ}で保障^{ほしょう}されている。

【解答】 答えはすべて「ウソ」です！

- 被差別部落の始まりには、次の考え方が出されており、確定していません。
 - 中世の河原者などが被差別身分となり江戸時代につながった。
 - 近世の江戸時代に被差別身分として再編成された。
 - 近世までは封建制のもとでの身分制であり、被差別部落は近代の明治に入ってからのものである。いわゆる「解放令」以後を始まりとする。現代の部落差別は、被差別部落の仕事や生活などが原因で差別が始まったのではなく、差別する側の意図や都合で起こったものです。
- 仏教の殺生を戒める教えの影響で日本では明治まで肉食はされていなかった、と思われているようです。江戸時代は獣肉を食べることが禁止されましたが、武士や庶民も隠れて肉を食べていました。たとえば桜＝馬肉、牡丹＝猪肉です。
- 江戸時代には、職業と身分を固定することで社会を管理しようとするシステムが用いられた。地域によっては病気や死んだ牛馬の処理をする職業の人たちが暮らす集落が被差別部落となっていた事実もありますが、農業を中心とした生活をしている集落が被差別部落となっていたところもあり、一概にはいえません。皮革業を主な地域産業としてきた被差別部落はむしろ少数です。
- 歴史研究の進展とともに、江戸時代の生活について、被差別部落のすべてが貧しかったということとは異なる実態が紹介されています。

死牛馬の処理権などにより経済力のある人もいました。皮革の仕事は被差別民の役割とされました。戦国時代の馬の鞍などの需要で必要性が増え、大阪のある被差別部落では年間10万枚の皮の取引があったということです。このようなことから前近代も被差別身分は貧しかったと一概にはいえないのです。もちろん、差別と貧困に困難を強いられてきた被差別部落もあります。

- 5 「解放令」は、法的措置として（戸籍上）「平民」とはしましたが、差別をなくす政策や生活保障などはおこないませんでした。また、皮革産業など、これまで被差別部落がおこなってきた産業に民間の大資本が参入し、経済的に圧迫されるようになりました。死牛馬の処理権などは剥奪されました。

しかも、日常生活では慣習的な差別が「解放令」以前と変わらず機能し、日常生活、祭礼、就労などさまざまな差別が被差別部落の人たちの生活を苦しめたのです。

- 6 被差別部落出身者と、そうでない人が結婚するケースは増えるなか、結婚差別は依然として残っています。結婚のときにはじめてあからさまな部落差別を体験する被差別部落出身者も多くいます。日常的な場面では差別がなくなったように見えても、「被差別部落の人と友だちづきあいはするけど、結婚はできない」というように、関係が近くなると根強く残っている差別意識があらわれる、ということが残念ながらあります。

- 7 戸籍閲覧をめぐる、差別的な意図をもって戸籍閲覧をおこなっている実態があることから、1976年に公開が制限され、本人の了解なく他者の戸籍を見ることはできなくなりました。例外として、下の8つの業種のみ閲覧が認められています。

*業務 8 業種…^{きぎょう}弁護士、^{きぎょうしゆ}司法書士、^{べんごし}土地家屋調査士、^{しほうしよし}税理士、^{とち か おくちようさし}社会保険労務士、^{ざいりし}弁理士、^{しゃかいほけんろうおし}海事代
^{べんりし}理士、^{かいじだい}行政書士

ひろ こころ おも
広げよう やさしい心と思いやり